

警視庁技能指導官の指定に関する規程

平成7年5月31日

訓令甲第23号

存続期間

(目的)

第1条 この規程は、警視庁警察職員（以下「警察職員」という。）の警察実務に関する専門的な技能・知識（以下「専門的技能等」という。）の向上に資するため、卓越した専門的技能等を有する警察職員を警視庁技能指導官（以下「技能指導官」という。）として指定し、活用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(専門的技能等の種類)

第2条 専門的技能等とは、次に掲げるものとする。(い)

- (1) 被疑者の取調べ、情報の収集、検視等に極めて卓越した技能を有し、困難な事件・事故の解明に幾度となく寄与した者
- (2) 航空機事故、薬物事犯等、特殊な分野での事件・事故の捜査に極めて卓越した技能を有し、事件・事故の解明に幾度となく寄与した者
- (3) 鑑識等の分野において、極めて卓越した技能・知識を有し、困難な事案の処理・解決に幾度となく寄与した者
- (4) 地域警察官として極めて卓越した職務質問技能を有し、被疑者検挙に高い実績を挙げるなど、他の模範となる評価を受けた者
- (5) その他警察業務に係る極めて卓越した専門的技能等を有すると認められ、他の模範となる評価を受けた者

(技能指導官の配置)

第3条 技能指導官を配置する所属は、原則として警視庁本部の課及び部の附置機関とする。ただし、警察署に配置する場合は、原則として当該技能指導官の専門的技能等に係る職務を所管する警視庁本部の課又は部の附置機関との併任とする。

(技能指導官の行う教養)

第4条 技能指導官は、次に掲げる方法により、警察職員に対して専門的技能等の指導・教養を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養
- (2) 警察学校その他の所属からの要請によって行う集合教養
- (3) その他適当と認められる方法による教養

(技能指導官の指定要件)

第 5 条 技能指導官には、原則として、45 歳以上で、かつ、専門的技能等に係る実務経験が 15 年以上の者であつて、警視庁技能指導官審査委員会の審査又は警視庁技能指導官審査委員会委員長の承認を経たものを指定する。

(委員会の設置)

第 6 条 技能指導官の指定の適正を期するため、警視庁本部に警視庁技能指導官審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 7 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 副総監
- (2) 委員 各部長及び警察学校長

(委員会の運営)

第 8 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。(に)

- 2 委員長は、必要により委員会を招集する。
- 3 委員会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、警務部長がその職務を代理する。

(一次推薦)

第 9 条 警視庁本部の課長及び部の附置機関の長（以下「課長等」という。）は、自所属の職員に技能指導官として真にふさわしい者がある場合は、別記様式第 1 の「警視庁技能指導官推薦書」（以下「推薦書」という。）を作成し、代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。以下同じ。）に推薦するものとする。

- 2 課長等は、自己の所管する職務に関して技能指導官として真にふさわしい者が警察署にある場合は、当該警察署長と協議の上、前項と同様の措置をとるものとする。

(審査及び推薦)

第 10 条 前条の推薦書の送付を受けた代表課長が専門的技能等の内容を審査し、人事担当課長（被推薦者が警部以上の場合は人事第一課長、警部補以下の場合は人事第二課長。以下同じ。）及び教養課長と協議の上、委員会（教養課教養第一係経由）に推薦するものとする。(は、に)

- 2 前項の場合において、審査の結果、専門的技能等の特殊性により委員会で審査することが適当でないと認めるときは、主管部長に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた主管部長は、その内容を審査し、警務部長と協議の上、委員長に推薦するものとする。

(警視総監への報告)

第 11 条 委員長は、審査及び承認した結果を警視総監に報告するものとする。

(指定書の交付)

第 12 条 前条の報告により技能指導官として認めた者に、別記様式第 2 の「技能指導官指定書」を交付する。

(技能指導官名簿の作成等)

第 13 条 教養課長は、技能指導官の名簿を作成し、その周知を図るとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。ただし、専門的技能等の特殊性により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。(ろ)

第 14 条 削除 (ろ)

(指定の取消し)

第 15 条 課長等は、自所属の技能指導官について、その指定を取り消す必要が生じたときは、代表課長に別記様式第 3 の「警視庁技能指導官指定取消上申書」(以下「取消上申書」という。)を送付するものとする。(ろ、は、に)

2 前項の取消上申書の送付を受けた代表課長がその内容を審査し、人事担当課長及び教養課長と協議の上、委員会(教養課教養第一係経由)に提出するものとする。

3 前項の場合において、審査の結果、専門的技能等の特殊性により委員会で審査することが適当でないとき認めるときは、主管部長に提出するものとする。

4 前項の提出を受けた主管部長は、その内容を審査し、警務部長と協議の上、委員長に提出するものとする。

5 教養課長は、技能指導官の指定の取消しが決定したときは、技能指導官の名簿から削除するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに削除登録するものとする。

(技能指導官の派遣要請)

第 16 条 技能指導官による指導・教養を要請しようとする所属長は、技能指導官の所属する所属長と協議の上、当該所属長に派遣を要請するものとする。

(結果報告)

第 17 条 技能指導官の派遣を要請した所属長は、技能指導官による教養終了後、速やかに別記様式第 4 の「技能指導官教養実施結果通知書」により、当該実施状況について教養課長に通知するものとする。

(その他)

第 18 条 委員会の庶務その他この規程に関する事務の取りまとめは、教養課において処理するものとする。